

司法制度改革推進本部法曹制度検討会

## 綱紀・懲戒制度に関する資料

2002年5月14日  
日本弁護士連合会

## 資料目次

### 資料番号

- 1 綱紀・懲戒制度の改革に関する基本方針(平成14年2月28日日弁連臨時総会決議)  
(再配布 4/16 検討会配布済み)
- 2 懲戒手続フローチャート(改定版)(現行手続・改正後の手続)
- 3 懲戒処分の種類(図)
- 4 懲戒請求・懲戒処分件数、内容一覧(1991年～2001年)(表、グラフ)
- 5 各単位会綱紀委員会審理期間別件数
- 6 各単位会懲戒委員会審理期間別件数
- 7 懲戒請求事件処理状況集計報告(日弁連新聞2002年3月号)
- 8 懲戒請求の経過フォロー(1999年、2000年、2001年申立事件)
- 9 重ねて懲戒処分を受けた弁護士(平成元年～13年)
- 10 平成13年懲戒請求申立事件分類表(第二東京弁護士会)
- 11 綱紀審査会の概要

平成 14 年 2 月 28 日

日弁連臨時総会決議

日本弁護士連合会は、弁護士自治を堅持し、発展させる見地から、その基幹をなす綱紀・懲戒制度をより一層充実させ、その透明化、迅速化及び実効化を図るため、以下の諸点について、各弁護士会と共に、綱紀・懲戒制度の改革に取り組む。

第 1 綱紀・懲戒機関の見直しと改善・強化

- 1 各弁護士会の綱紀委員会の参与員制度を、議決権を有する外部委員制度に変更する。
- 2 各弁護士会及び日弁連の綱紀委員会及び懲戒委員会は、弁護士である委員が過半数を占めるものとし、外部委員のうち学識経験者については、法学部教授等に限らず、有識者たる市民からも選任するものとする。
- 3 各弁護士会及び日弁連の綱紀委員会及び懲戒委員会は、実情に応じ、委員の増員、調査・審査回数の増加、調査・審査方法の改善、標準審理期間の設定等、その手続の充実・迅速化を図るための施策を講じるものとする。
- 4 各弁護士会及び日弁連の綱紀委員会及び懲戒委員会に、必要に応じ弁護士である調査員を置くものとし、調査員は委員を補助して案件の調査・整理等を行うものとする。
- 5 各弁護士会及び日弁連の綱紀委員会及び懲戒委員会は、それぞれ複数の審査体が独立して審査することが可能な制度とし、各弁護士会及び日弁連は、必要に応じて複数の審査体を設置するものとする。
- 6 各弁護士会綱紀委員会の議決に対する懲戒請求人の異議の申出に対する決定は、日弁連綱紀委員会の議決に基づき行うものとし、異議の申出が棄却又は却下された場合に更なる不服申立ができる制度として、市民が参加して構成される「綱紀審査会」を日弁連に設置する。綱紀審査会が、懲戒委員会の審査に付することを相当と決定した場合は、日弁連綱紀委員会が再検討し、懲戒委員会の審査に付するか否かを決定するものとする。

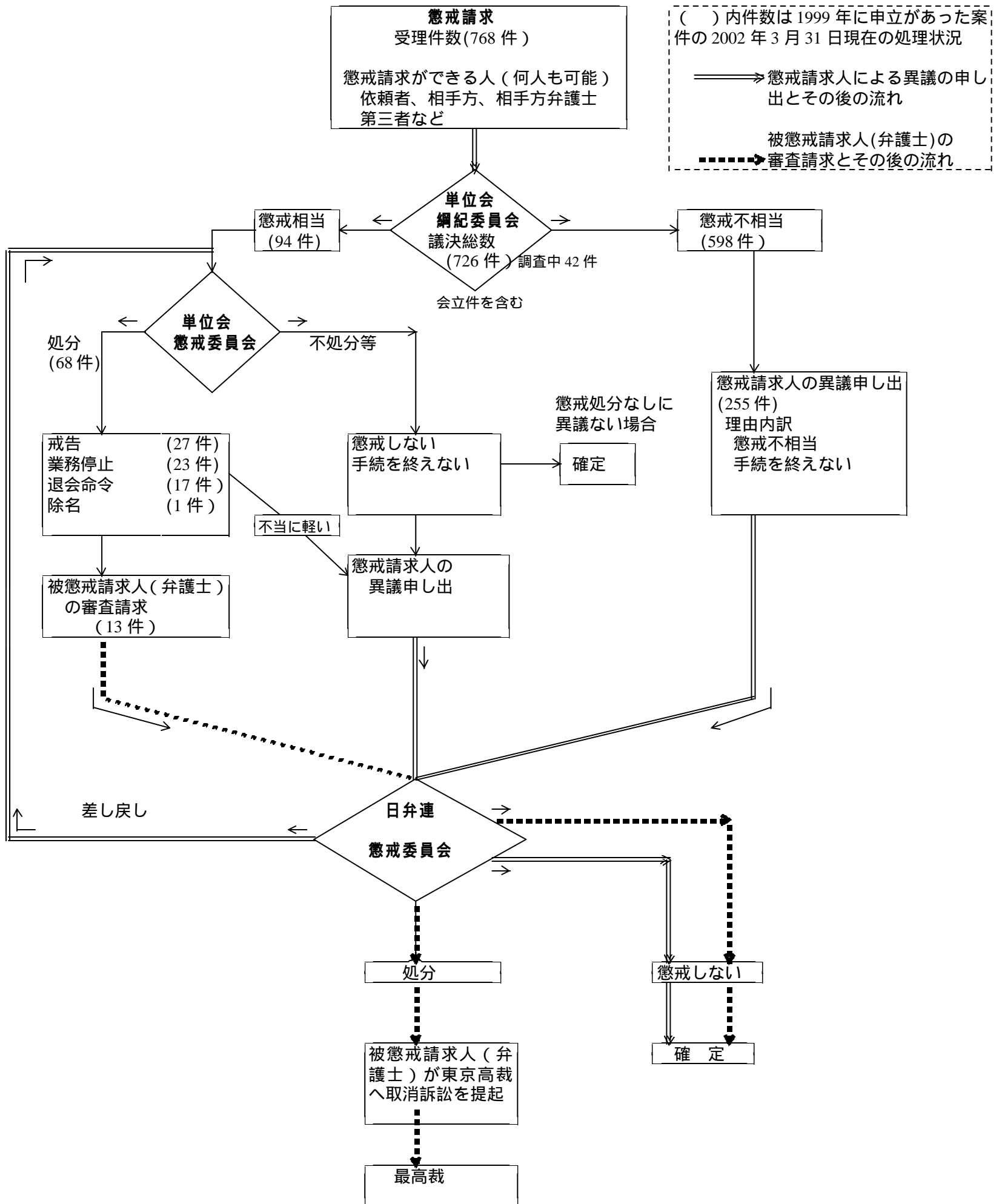
第 2 綱紀・懲戒手続の見直しと改善・強化

- 1 各弁護士会及び日弁連の綱紀・懲戒手続において、会員である弁護士が調査・審査手続に協力する義務を負うものとする。
- 2 各弁護士会及び日弁連の綱紀・懲戒手続において、事案に実質的な関係のある懲戒請求人に、意見陳述などこれに参加する機会を与えるよう運用に配慮する。
- 3 懲戒事由の具体的類型化や懲戒処分の量定のあり方を検討し、懲戒事由と事情に応じた適正な懲戒処分が行われるよう運用の改善を図る。
- 4 過去に懲戒処分を受けた事実を情状として考慮するにとどまらず、累犯加重による重い懲戒処分を行うことができるものとする。
- 5 各弁護士会及び日弁連の懲戒委員会の議決にあたって、少数意見がある場合には、議決書にそれを明示することができるものとする。
- 6 綱紀・懲戒手続に関する除斥期間及び綱紀・懲戒手続中の弁護士の登録換、登録取消請求について、その整備を図る。

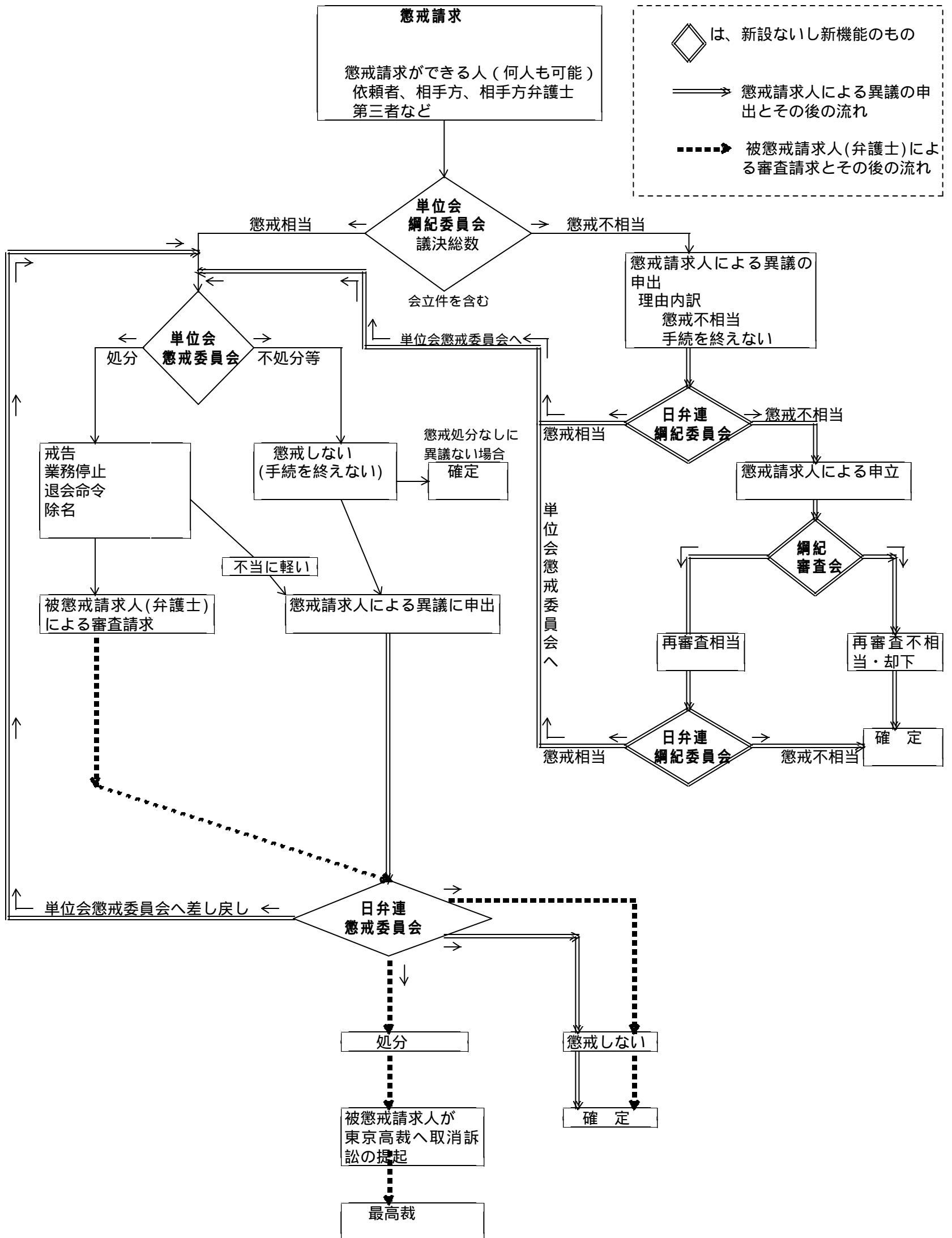
### 第3 懲戒処分等の公表の拡充

- 1 懲戒処分の内容を官報に掲載し、各弁護士会及び日弁連のホームページに掲載するなど懲戒処分の公表方法・手段を拡充する。
- 2 懲戒委員会の審査に付された段階において、公表する必要性の高いものとして一定の要件に該当する案件について、これを公表することができるものとする。

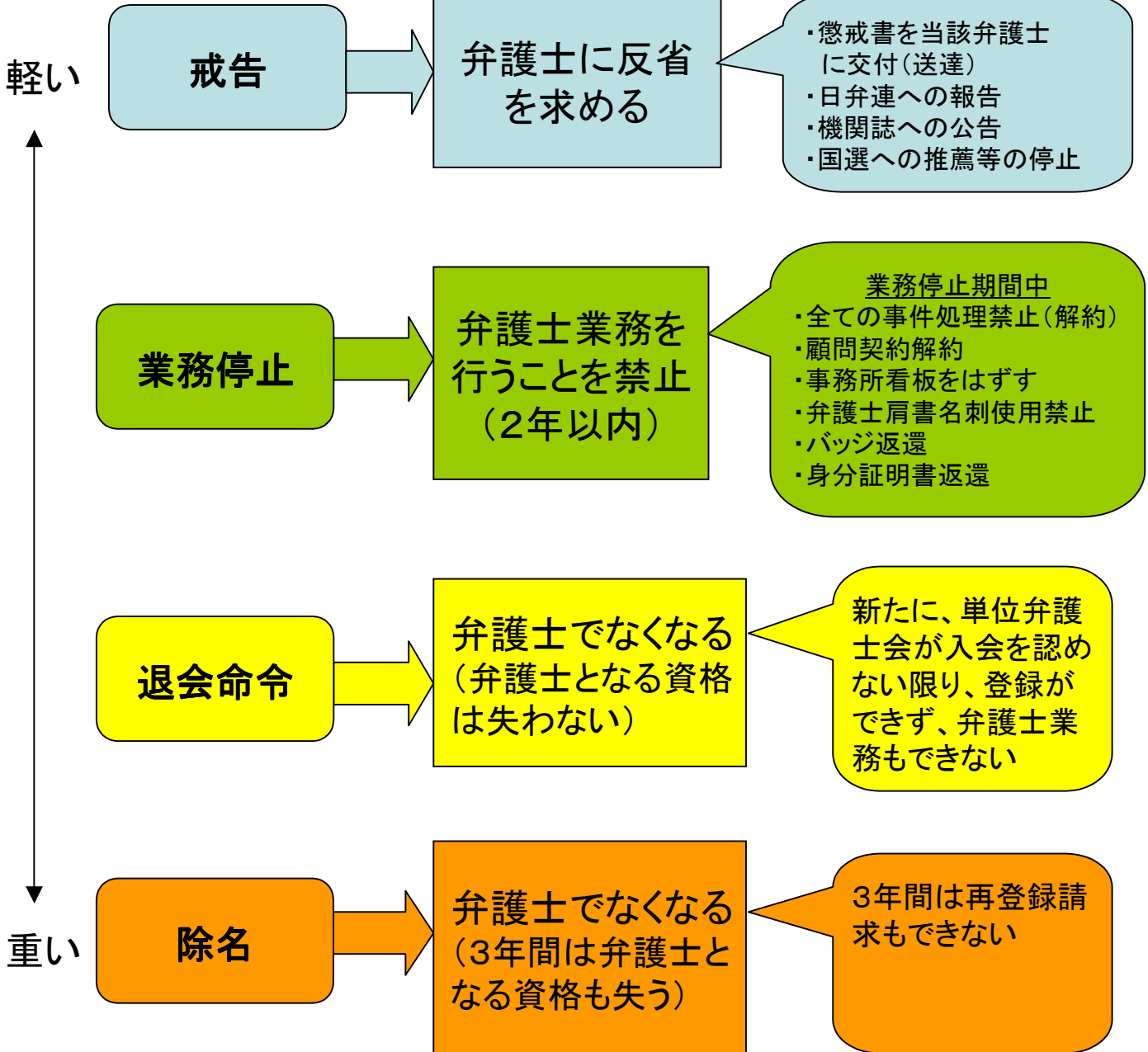
懲戒手続フローチャート（現行手続の流れ）



# 懲戒手続フローチャート（改正後）



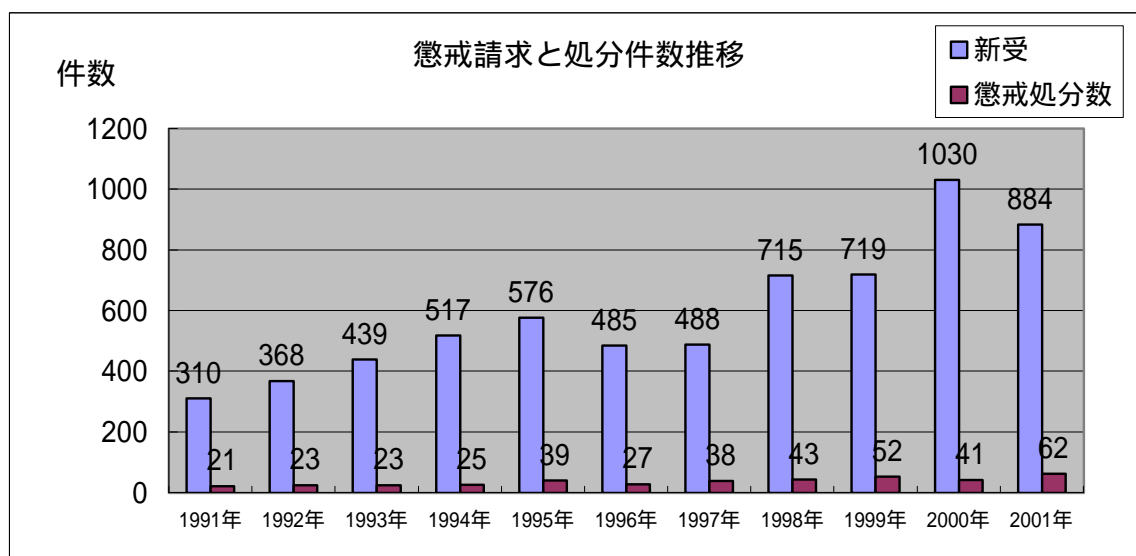
# 懲戒処分の種類



## 懲戒請求・懲戒処分件数、内容一覧 (1991年～2001年)

2002年5月14日  
日本弁護士連合会

暦年	綱紀懲戒新受件数	懲戒審査開始	懲戒処分						懲戒処分計	不処分	却下終了	除斥満了	全体会員数	被懲戒者の全会員に占める比率
			戒告	業務停止		退会命令	除名							
				1年未満	1～2年									
1991年	310	37	5	13	2	1	0	21	218	18		14,371	0.15%	
1992年	368	52	13	6	2	0	2	23	275	25		14,654	0.16%	
1993年	439	54	12	3	1	4	3	23	278	31	4	14,867	0.15%	
1994年	517	56	15	6	0	2	2	25	355	52	4	15,151	0.17%	
1995年	576	50	17	14	1	5	2	39	422	80	9	15,499	0.25%	
1996年	485	45	16	6	1	3	1	27	402	52	7	15,900	0.17%	
1997年	488	61	11	19	4	1	3	38	381	23	9	16,340	0.23%	
1998年	715	78	19	16	4	2	2	43	440	40	4	16,767	0.26%	
1999年	719	91	17	20	7	5	3	52	479	24	11	17,178	0.30%	
2000年	1030	86	17	12	4	7	1	41	690	26	25	18,290	0.22%	
2001年	884	93	34	20	4	4	0	62	778	38	19	18,897	0.33%	



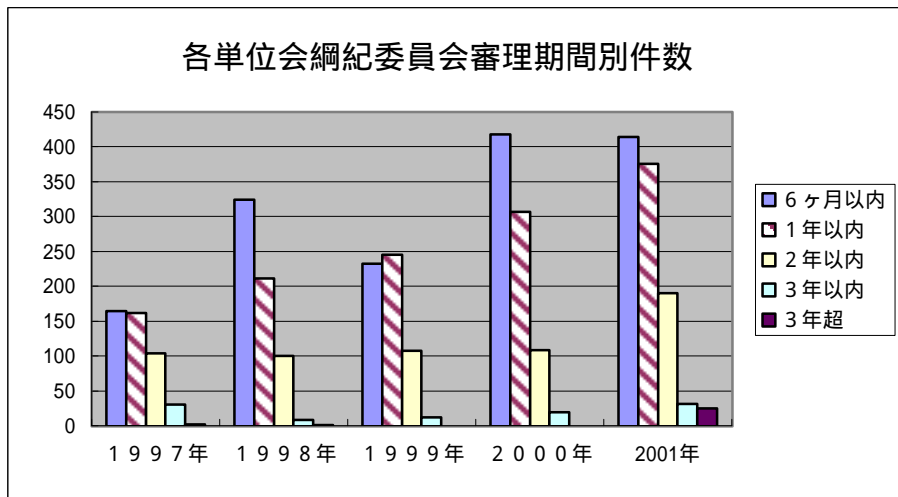
注：2000年の新受件数には、同一請求人が166名を被請求人としているもの（東京）、別の同一人が40名を被請求人としているもの（名古屋）が含まれる。



## 各单位会綱紀委員会審理期間別件数

資料 5

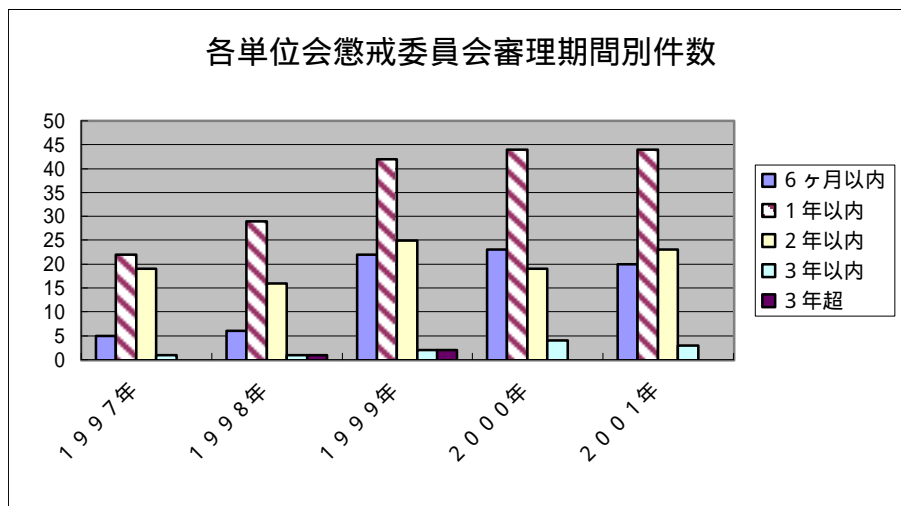
	1997年	1998	1999	2000	2001年
6ヶ月以内	164	324	232	418	414
1年以内	162	211	245	307	376
2年以内	104	100	107	108	190
3年以内	30	8	12	19	31
3年超	2	1	0	0	25



## 各单位会懲戒委員会審理期間別件数

資料 6

	1997年	1998	1999	2000	2001年
6ヶ月以内	5	6	22	23	20
1年以内	22	29	42	44	44
2年以内	19	16	25	19	23
3年以内	1	1	2	4	3
3年超	0	1	2	0	0



## 懲戒請求事件処理状況集計報告

日弁連審査課では、2001年(暦年)中の各弁護士会における懲戒請求事件処理並びに日弁連における審査請求事件及び異議申出事件処理の概況を集計して取りまとめた(各表参照)。

### 懲戒請求事件処理の内訳(弁護士会)

年	新受	既						済			
		戒告	業務停止		退会命令	除名	計	不相当	除却	却下	了
			1年未満	1~2年							
1993	438	12	3	1	4	3	23	278	4	31	
1994	517	15	6	0	2	2	25	355	4	52	
1995	578	17	14	1	5	2	39	422	9	80	
1996	485	16	6	1	3	1	27	402	7	52	
1997	488	11	19	4	1	3	38	381	9	23	
1998	715	19	16	4	2	2	43	440	4	40	
1999	719	17	20	7	5	3	52	479	11	24	
2000	1030	17	12	4	7	1	41	890	25	28	
2001	884	34	20	4	4	0	62	778	19	38	

### 懲戒審査開始件数(弁護士会)

年	件数
1993	54
1994	56
1995	50
1996	45
1997	61
1998	78
1999	91
2000	86
2001	93

※各表は、懲戒請求事件に関する弁護士会の処理状況を、暦年(各年の1月1日から12月31日まで)で集計したものである。

※同一人について複数事案を併合してなした処理は1件とした。

※一事案について複数の処理(例:請求理由中一部懲戒相当、一部不相当)がなされたものについてはそれぞれ該当の項目に計上した。

※日弁連による処分・決定の取消し・変更は含まれていない。

### 審査請求事件(日弁連)の処理状況

年	新受(除却分の内訳別)					既				未済
	戒告	業務停止	退会命令	除名	計	棄却	原処分取消	却下取替	計	
1993	1	2	2	1	6	7	0	1	8	18
1994	4	3	2	0	9	5	0	6	11	14
1995	0	0	2	1	3	7	2	4	13	10
1996	3	1	0	1	5	5	1	2	8	9
1997	1	12	0	1	14	4	2	1	7	17
1998	4	5	1	2	12	7	1	4	12	17
1999	3	6	3	1	13	6	3	0	9	19
2000	5	6	2	2	15	9	1	5	15	15
2001	8	5	2	0	15	13	0	2*	15	17

※原処分取消は、処分の変更を含む。

\* = 「却下」1、「資格喪失終了」1

### 異議申出事件(日弁連)の処理状況

年	新受(異議申出の内訳別)				既				未済
	不処分	不当に異	相当期間	計	棄却	原処分取消	却下取替	計	
1993	117	3	7	127	14	4	4	22	83
1994	152	3	11	166	139	3	3	145	92
1995	157	4	10	171	151	2	2	155	102
1996	122	6	8	146	174	2	2	178	69
1997	126	2	14	142	156	1	1	158	53
1998	208	3	12	218	163	0	0	163	105
1999	224	5	28	252	235	1	1	237	64
2000	263	2	40	305	247	3	14	264	89
2001	428	5	28	531	493	16*	16**	525	131

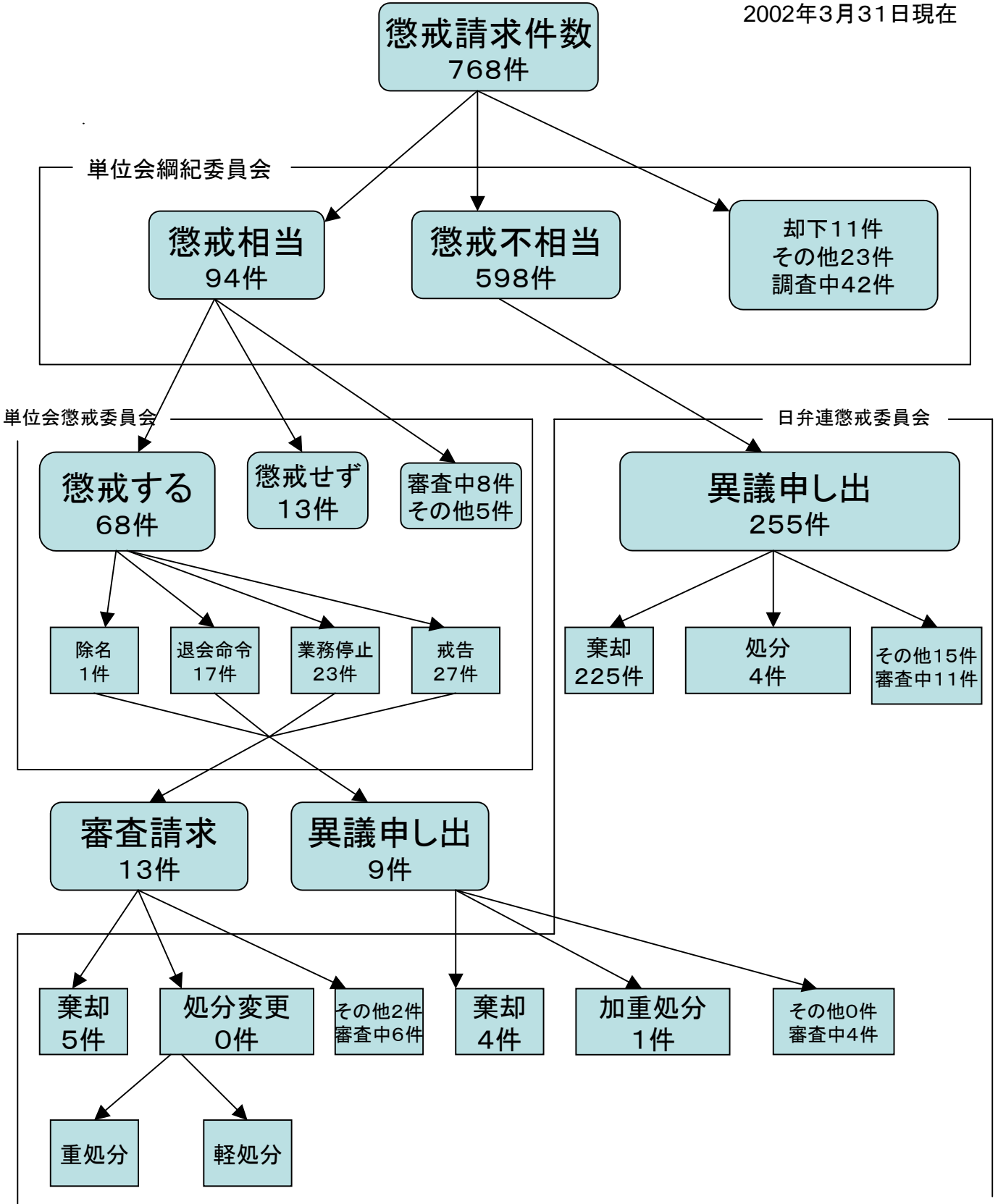
※一事案について複数の処理(例:一部棄却、一部却下)がなされたものについてはそれぞれ該当の項目に計上した。

\* = 「差戻」9、「懲戒せず→戒告」5、「業務停止2月→4月」1、「却下→懲戒しない」1

\*\* = 「取り終了」5、「懲戒の手続きを速やかに終了せよ」8、「資格喪失終了」2

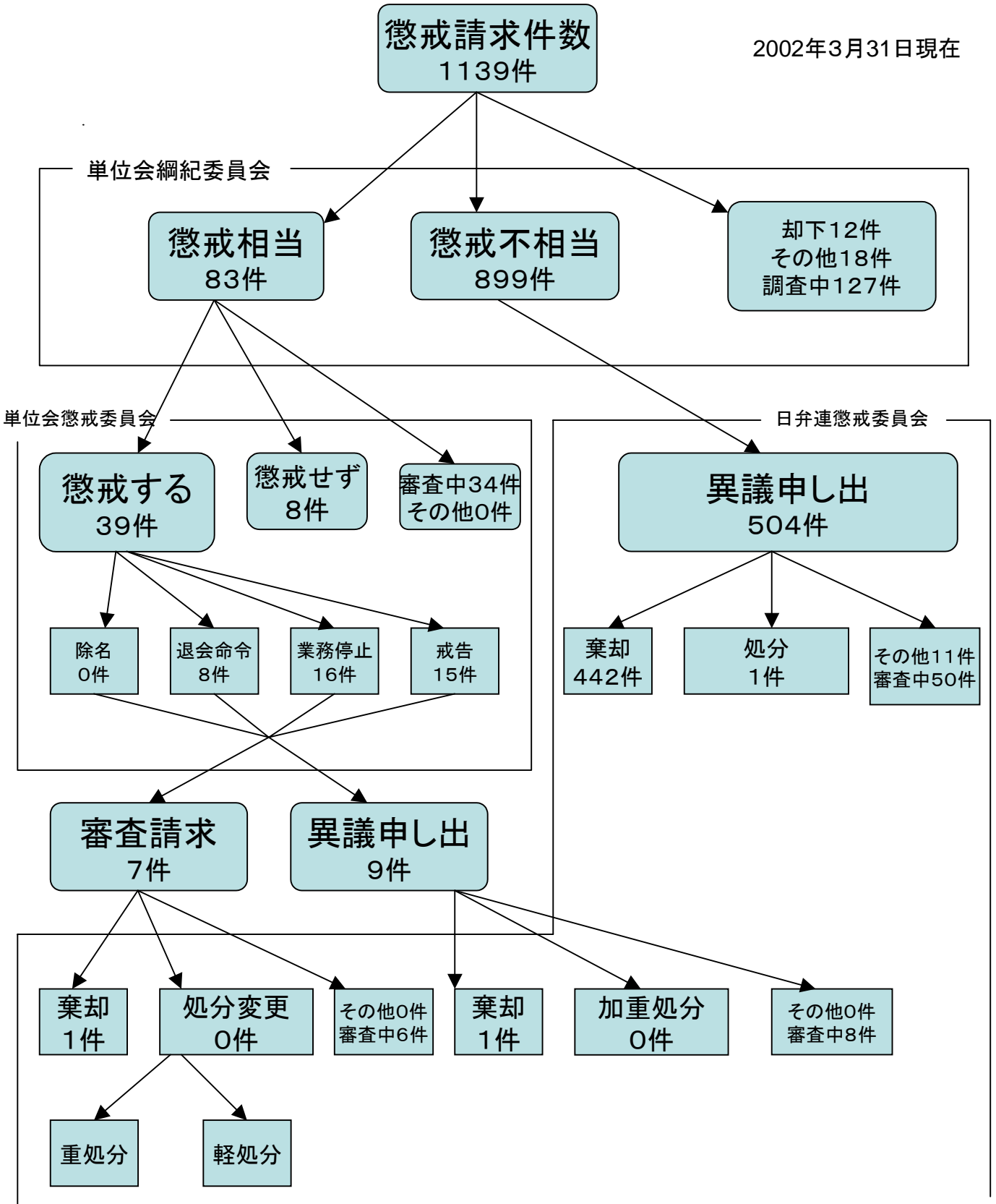
# 懲戒請求の経過フォロー(1999年申立事件)

2002年3月31日現在



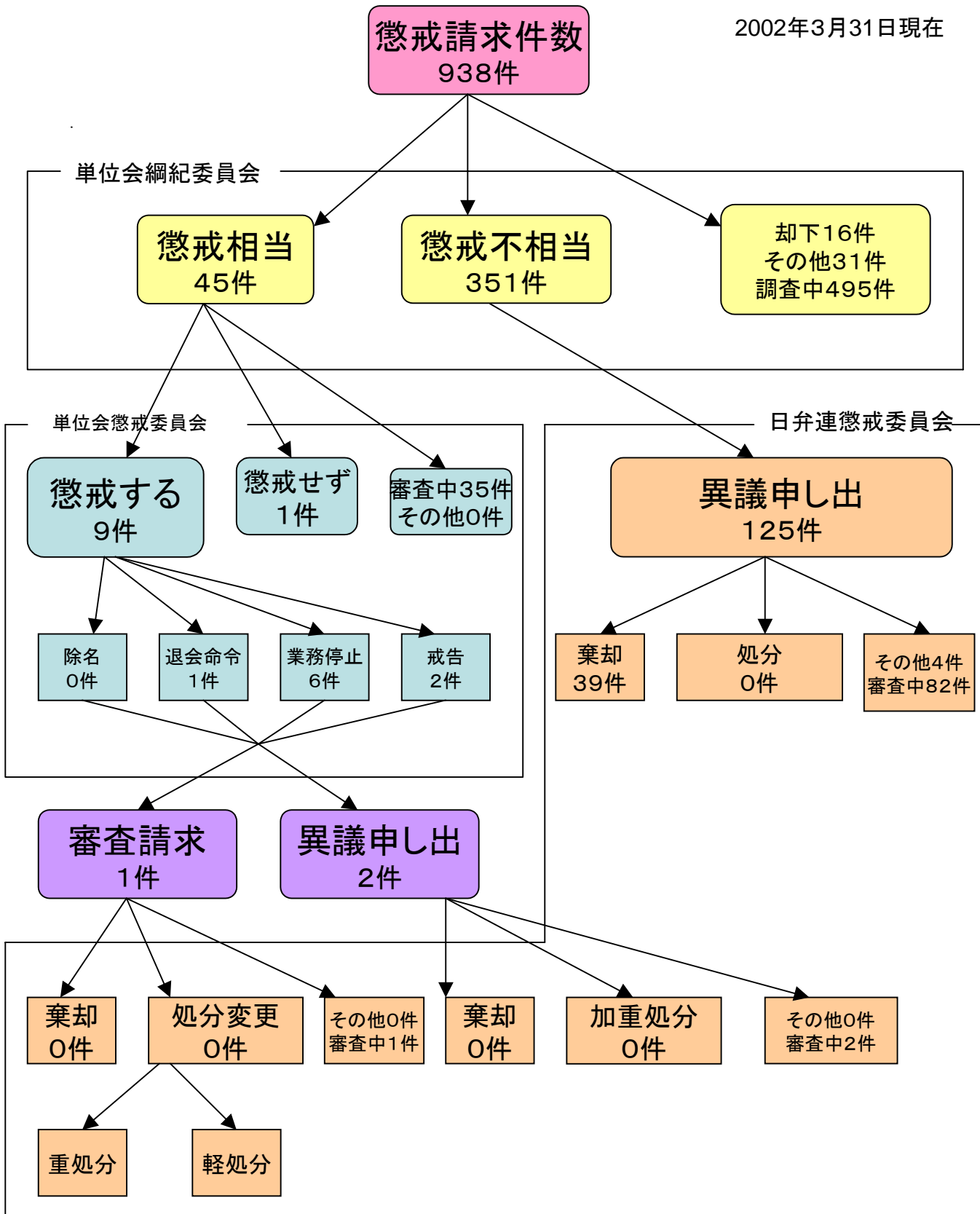
# 懲戒請求の経過フォロー(2000年申立事件)

2002年3月31日現在



# 懲戒請求の経過フォロー(2001年申立事件)

2002年3月31日現在



重ねて懲戒処分を受けた弁護士（平成元年～同13年）

整理番号	処分回数	処分年	1回目処分内容	処分年	2回目処分内容	* 整理番号は登録番号順			
1	2回	1994	業務停止3月	1996	業務停止18月				
2	2回	1996	業務停止1月	2000	業務停止12月				
3	2回	1995	業務停止10月	2001	業務停止24月				
4	2回	1991	業務停止1月	2001	戒告				
5	2回	1992	戒告	1994	業務停止3月				
6	2回	1992	業務停止10月	1995	戒告				
7	2回	1998	業務停止2月	1999	業務停止1月				
8	2回	1995	戒告	1999	業務停止18月				
9	2回	1993	戒告	1994	戒告				
10	2回	1991	業務停止3月	1993	除名				
11	2回	1989	業務停止3月	1997	業務停止6月				
12	2回	1993	業務停止2月	1999	業務停止6月				
13	2回	1999	戒告	2001	業務停止6月				
14	2回	1992	戒告	1994	退会命令				
15	2回	1997	戒告	1999	戒告				
16	2回	1991	業務停止6月	1993	退会命令				
17	2回	2001	戒告	2001	戒告				
18	2回	1997	業務停止18月	2000	退会命令				
19	2回	1997	業務停止4月	1999	業務停止4月				
20	2回	1991	業務停止2月	1995	業務停止1月				
21	2回	1989	戒告	1993	除名				
22	2回	1999	業務停止12月	2000	戒告				
23	2回	1997	業務停止24月	1999	業務停止24月				
24	2回	1998	戒告	2000	戒告				
25	2回	1993	戒告	1998	業務停止6月				
26	2回	1996	業務停止10月	1999	退会命令				
27	2回	1996	戒告	2000	業務停止10月				
28	2回	1998	戒告	2001	業務停止6月				
29	2回	1998	業務停止10月	1998	退会命令				
30	2回	1991	業務停止12月	1994	退会命令				
31	2回	1989	業務停止2月	1990	業務停止2月				
32	2回	1998	業務停止4月	1998	除名				
33	2回	1993	戒告	1994	除名				
34	2回	1999	業務停止12月	2000	退会命令				
35	2回	1989	業務停止12月	1990	退会命令				
36	2回	1993	業務停止6月	2001	業務停止10月				
37	2回	1995	業務停止24月	1997	業務停止6月				
38	2回	1998	戒告	2000	業務停止1月				
39	2回	1992	戒告	1992	除名				
40	2回	1995	戒告	2001	退会命令				
41	2回	1995	業務停止3月	1996	退会命令				
42	2回	1992	戒告	1999	退会命令				
43	2回	1999	戒告	2000	戒告				
44	2回	1999	業務停止3月	2000	退会命令				
45	2回	1996	戒告	1998	戒告				
46	2回	1993	戒告	1999	戒告				
47	2回	1997	業務停止2月	1999	業務停止24月				
48	2回	1997	業務停止3月	2000	退会命令				
49	2回	1996	戒告	1998	退会命令				
50	2回	1998	戒告	2000	業務停止8月				
51	2回	2001	戒告	2001	業務停止1月	処分年	3回目処分内容		
52	3回	1995	戒告	1998	業務停止3月	1999	業務停止1月		
53	3回	1994	業務停止3月	1997	業務停止4月	2000	除名		
54	3回	1997	業務停止6月	1997	業務停止6月	1998	業務停止18月		
55	3回	1996	業務停止6月	1996	戒告	2001	退会命令		
56	3回	1994	戒告	1995	業務停止2月	1997	除名		
57	3回	1992	業務停止6月	1995	戒告	2000	業務停止10月		
58	3回	1989	業務停止2月	1992	業務停止12月	1992	除名		
59	3回	1993	戒告	1994	業務停止1月	1997	業務停止3月		
60	3回	1995	戒告	1998	業務停止2月	2000	退会命令		
61	3回	1989	業務停止3月	1999	業務停止18月	2000	業務停止12月		
62	3回	1989	業務停止3月	1993	戒告	1995	退会命令		
63	3回	1999	業務停止10月	2000	業務停止12月	2001	戒告		
64	3回	1992	業務停止2月	1992	業務停止18月	1993	除名		
65	3回	1997	業務停止2月	1998	戒告	2001	戒告	処分年	4回目処分内容
66	4回	1991	業務停止2月	1997	業務停止2月	1999	業務停止6月	2000	退会命令
67	4回	1995	業務停止2月	1996	戒告	1997	業務停止10月	2000	退会命令
68	4回	1996	戒告	1997	業務停止4月	1998	業務停止8月	1999	退会命令

---

# 平成13年懲戒請求申立事件分類表

第二東京弁護士会

懲戒請求申立事件数 55件

(イ)対依頼者	(小計 29)
1 守秘義務違反(秘密の漏洩・利用)	0件
2 受任制限違反(双方代理・利害相反・依頼者を相手方または相手方を依頼者とする等)	0件
3 汚職(相手方から利益供与を受ける等)	0件
4 通知遅滞(受任の諾否の通知を怠る等)	0件
5 横領(預かり金の着服・費消・流用等)	2件
6 権限踰越(委任の範囲を超えまたは委任されていない事項を処理)	1件
7 不誠実処理(事件処理がずさん, 不適切, 依頼者の意向や利益を無視する等)	15件
8 不当報酬請求(報酬額が高すぎる, 根拠が不明等)	1件
9 その他	
(1) 預かり金の不精算(預かり金を返還しない, 預かり金の額・内容・清算方法が不明朗等)	0件
(2) 預かり物品の不返還(預かり書類・証拠物・印鑑等を返還しない)	0件
(3) 事件の放置, 処理の遅滞(事件を放置し処理を進めない, 着手・処理が遅い)	2件
(4) 報告・説明なし(事件処理について報告・説明をしない)	4件
(5) 見通し・説明の誤り(当初の見通し・説明と違う)	4件
(6) 態度が悪い(態度が横柄, 尊大, 怒鳴る等)	0件
(7) 中途辞任(途中で一方的に辞任した, 業務停止になった)	0件
(ロ)対相手方	(小計 16)
10 法的威迫(法的知識・手段を用いて脅したり, 不安に陥れる)	4件
11 誘惑(相手方に対し利益を供与し, または約束する)	0件
12 濫訴提起(不当な訴訟提起・告訴等)	2件
13 不当引延し(事件の解決を不当に遅らせる)	1件
14 本人直接交渉(相手方弁護士を無視して本人と直接交渉)	0件
15 その他	
(1) 応対拒絶・応答なし(応対・交渉を拒む, 受任したと言うだけで何もしない)	2件
(2) 名誉毀損・侮辱・乱暴(名誉毀損・侮辱に該る言動, 乱暴な言動)	4件
(3) 約束不履行(約束を履行しない・守らない)	3件
(ハ)対同僚	(小計 0)
16 誹謗中傷(他の弁護士を誹謗中傷)	0件
17 事件不当介入(他の弁護士が受任している事件に介入)	0件



(二)会則法令違反	(小計 19)
18 事務所関係(複数事務所等)	0件
19 委嘱事務拒否(官公署・弁護士会の委嘱事務拒否)	0件
20 非弁護士との提携(非弁業者との提携, 名義貸し, 事務員まかせ)	0件
21 係争権利譲受(係争対象の権利等の譲受)	0件
22 公職兼務違反・営業許可違反	0件
23 不当広告(品位を損なう広告・宣伝)	0件
24 会費滞納	0件
25 業務停止処分違反	0件
26 その他	
(1) 違法・不正行為の助長等(違法・不正な行為を助長し, またはこれに負担・関与する等)	19件
(ホ)	(小計 3)
27 委嘱事務・公務遂行上の非行	3件
(ヘ)	(小計 2)
28 品位を失うべき私行(職務と関係ない私的な面での非行)	2件
(ト)	(小計 2)
29 その他	2件

複数回答のため総数は一致しない。  
懲戒請求がなされた時点で、申立書等に基づいて分類したものである。

2002年5月14日  
日本弁護士連合会

## 1 綱紀審査会とは

弁護士の懲戒手続に透明性を持たせるために、単位会綱紀委員会が行った懲戒申立棄却・却下の議決に対する懲戒請求人の異議申出について、日弁連綱紀委員会<sup>注1</sup>が棄却・却下した場合に、更に、これが適正であったか否かを、懲戒請求人からの申立に基づき審査する機関として日弁連が提案しているもの。

(注1 日弁連綱紀委員会は、綱紀審査会の新設に伴い、内容が大幅に改変された)

## 2 設置の目的

弁護士の懲戒手続の透明化の要請(国民への説明責任)の観点から、本来的には内部手続である懲戒手続に関して、懲戒請求が適切に処理されているか外部の目で再点検してもらうための制度。(懲戒請求人救済のための制度ではなく、懲戒請求人は当事者ではない)

## 3 構成

人数	10名～15名
構成員	全員弁護士以外の市民
構成員の選任	各種団体に推薦を依頼し日弁連会長が委嘱する
設置場所と数	東京に一つ
開催頻度	原則として月1回程度

## 4 議決の拘束力(懲戒相当の議決で案件は懲戒委員会へ送られるか)

日弁連綱紀委員会で再調査されるとすべきである

再審査相当という議決があれば、必ず日弁連綱紀委員会<sup>注2</sup>で再審査を行う。ここで懲戒相当となれば、案件は単位会懲戒委員会に送られるが、懲戒不相当なら、懲戒処分を行わないことが確定する。(注2 再審査を行う日弁連綱紀委員会は、当初審査をした委員会とは別の委員会(新日弁連綱紀委員会は複数ある)が扱うことになる)

理由

懲戒手続は、本質的に内部の規律維持のための制度であり、ある会員を団体として懲戒するかどうかは団体自身が決めるべきことである。綱紀審査会を設ける趣旨は透明性の見地からこの懲戒手続の適正さをオブズマン的に外部の目で再点検してもらうことにあり、それ以上に懲戒手続の開始の有無まで決めてもらうものではない。

検察審査会は、国民に帰属する、公訴権という国家刑罰権を発動するかどうかを国民自身が審査するものであり、本来、自律性を有する団体内部の会員の懲戒の当否を審査するものとは機能が異なる。

## 5 位置づけ(法律上か日弁連会則上か)

日弁連会則上の組織とすべきである

理由

この制度は、弁護士会の懲戒請求の処理の適正さを外部の目で再点検してもらう、オブズマン的な制度である。

スタートさせてみて機能を吟味しながら、体制を整えていくべき存在であり、法律上のものとしてしまうと、柔軟な対応ができなくなる。